【注意事項】自らの情報の適切な管理のために

大阪家庭裁判所

非開示希望情報※を相手に知られないようにするには、ご自身で適切に管理していただくことが必要不可欠です。

裁判所は、提出された書面に非開示希望情報が記載されているかどうかを点検することはありません。以下のとおり、書面提出の際には、十分注意して、自らの情報を適切に管理するようにしてください。

○　適切な管理に当たっては、そもそも非開示希望情報を裁判所に提出しないことが重要です。自ら提出される書面に非開示希望情報が記載されている場合には、その部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。

○　非開示希望情報が記載されたままの書面をどうしても提出したい場合には、提出する書面ごとに、相手に知られたくない部分にマーカーを引いて、非開示希望申出書を添付して裁判所に提出する方法があります。ただし、そのような方法によった場合でも、裁判官の判断により非開示希望情報が相手に開示されることもあります。

○　非開示希望申出書が添付されてない書面は、当然に、非開示希望情報の記載のない書面として取り扱われ、そのまま相手に開示されます。

裁判所は提出された書面に非開示希望情報が記載されているかどうかを点検することはありません。ご自身で十分気を付けましょう。

※　相手に知られることであなたやお子さんなどの生命・身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報をいい、秘匿決定がされた秘匿事項も含みます。